

「原発」都民投票の会 会則（改定案）

（名称）

第1条 本会は「原発」都民投票の会という。

（目的）

第2条 「原発」都民投票活動の理念「民主主義の発展・原発をやめられない社会をやめる」を継承し、その達成に向けて活動する。

（活動内容）

第3条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- （1）前条の目的を達成するためこの会独自の活動を行なう。
- （2）「原発」都民投票活動から派生した活動グループとの連携を保ち、個々のグループを支援し、グループの情報を共有する。
- （3）会員並びに各活動グループ間の情報共有のため情報基盤を整備する。

（会員）

第4条 会員は正会員、メール会員、賛助会員の3種とし、入会は申し込み書にて代表に申し込むこととする。

- （1）会への入会は申し込み書の提出をもって会員とする。
- （2）会員本人による退会の申し出があったとき、退会とみなす。
- （3）会の名誉を傷付け反社会的行為をした時は除名することが出来る。
- （4）正会員は、会員の内、所定の会費を納めた者とし、総会での議決権をもつ。
- （5）メール会員は、会員の内、所定の会費を納めていない者とする。
- （6）賛助会員は、会員の内、所定の賛助会員費を納めた者とする。

（役員を選任）

第5条 正会員の中から役員を置く。

- （1）共同代表を置く。運営委員（9人以内）会計監査（1人以上2人以内）を置く。**必要に応じて相談役を置くことができる。**
- （2）役員は正会員2人以上の推薦を必要とする。
- （3）会計監査人は共同代表を兼ねてはならない。
- （4）役員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。
- （5）会は会則に違反または会の目的に反する行為があったと認める時は総会の議決により役員を解任する事ができる。ただし議決の前に役員に対して弁明する機会がある。

（会議）

第6条 この会の会議は総会と運営委員会の2種とする。

- （1）通常総会は共同代表が召集して、年1回開催する。ただし正会員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。
- （2）総会は次の事項を審議する。

- ・ 予算決算について。
- ・ 役員を選任に関する事。
- ・ 会則に関する事。
- ・ 会費について。
- ・ その他運営に関する必要な事項。

(3) 総会の議決は原則出席した正会員の過半数をもって決定する。しかしやむを得ない事情で総会に出席できない場合は委任状、電磁的方法などの表決を認める。

(4) 運営委員会は共同代表と運営委員を持って構成する。

(5) 運営委員会は次の事項を審議する。

- ・ 会の運営方針、活動の企画、立案。
- ・ 会の目的、活動に関する事項。
- ・ 総会に付議すべき事項。
- ・ 総会で議決した事項の執行に関する事項。

(6) 運営委員会終了後、議事などのあらましを会員に報告する。

(会計)

第7条

(1) この会の会計年度は10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(2) この会の事業報告、収支など決算に関する書類は運営委員会の承認を得た上で会計監査人の監査を受け総会の議決を得なければならない。

(3) 会の運営に関する経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってあてる。

(細則の制定)

第8条 本会則施行のため必要な細則は、運営委員会の議決を経て、共同代表がこれを定める。

(会費)

第9条 会費は、会員1人につき年額 正会員1000円とする。賛助会員5000円とする。

附 則

この会の役員は別紙のとおりとする

この会則は、平成25年10月27日から施行する。

この会則は、平成26年10月26日から施行する。(改訂)

この会則は、平成27年10月31日から施行する。(改訂)

この会則は、平成28年10月29日から施行する。(改訂)

新旧対照表

新	旧
第5条 (1) 共同代表を置く。運営委員(9人以上)会計監査(1人以上2人以内)を置く。 必要に応じて相談役を置くことができる。	第5条 (1) 共同代表を置く。運営委員(9人以上)会計監査(1人以上2人以内)を置く。